平成１８年度内部監査基本計画書

平成１８年４月１８日

１．内部監査の方針

平成１８年度の内部監査は平成１７年度に引き続き、別添「平成１７年度内部監査の基本方針（以下「基本方針」という。）」１～３に基づき実施する。

２．平成１８年度の監査事項

（１）重点事項

平成１８年度の重点事項は、基本方針の４「内部監査の重点事項」に示した１３項目の中から次の４項目とする。

	重点事項	監査の理由
1	管理的経費の抑制 （省エネ対策）	省エネルギーの推進を図るため「東北大学エネルギー管理に関する要項」を定め、また、本学環境保全専門委員会より「省エネルギー行動指針」が示されている。これらに基づく取り組み状況などを監査する。
2	文書決裁	文書の決裁について適正かつ効率的なプロセスで行われているかを監査する。
3	雇用・諸手当認定	諸手当について適正かつ効率的に認定及び支給が行われているか、また、准職員等の雇用にあたって給与など労働条件の決定が適正に行われているかを監査する。
4	ハラスメントの防止	「東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」が平成１８年２月に施行されたことにより、相談窓口及び防止対策組織の設置状況等を監査する。

（２）その他の事項

上記重点事項に加え、文部科学省等からの要請及び会計業務における内部統制の整備・運用状況をチェックし不正防止を図るため、次の２項目を実施する。

	監査項目	監査の理由
１	科学研究費補助金の監査	科学研究費補助金の「使用ルール」において、毎年内部監査を実施することが義務付けられている。（平成１７年度は、「外部研究資金の獲得・執行状況」の内部監査に合わせて実施した。）
２	会計監査	日常の会計業務において、適正な執行となるよう監査を実施し、不正防止を図る。

３．内部監査の実施時期

内部監査の実施時期は、監事監査、会計監査人監査及び会計検査院による検査の実施時期等を考慮し、平成１８年７月から平成１９年１月までとする。

４．内部監査の対象部局

内部監査の対象部局については、それぞれの監査項目毎に別途「内部監査実施計画書」において定める。

５．その他

（１） 重大な事故・不正・誤り等の事実の発生を了知した場合は、必要に応じその内容を調査する。

（２） 東北大学(担当理事)、監事、監査室及び会計監査人の四者が定期的に会合を開催し、相互の情報を共有することにより各監査が効率的、効果的に実施できるよう連携を図る。